

# 今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

## 第104回 検察幹部人事に対する確定解釈の変更 — くり返し傷つけられる憲法

憲法問題対策センター委員長代行 菅 芳郎 (45期)

本稿では、黒川弘務東京高検検事長の勤務延長問題について整理を試みたい（事実・評価はいずれも令和2年6月執筆現在）。

### 1 始まりは解釈変更閣議決定 (スタートとしての解釈変更=「①」)

黒川氏は、本来、令和2年2月に定年退職する予定であった。しかし、内閣は、令和2年1月31日、国家公務員法の勤務延長規定を検察庁法に適用し、黒川氏の勤務を半年間延長する旨の閣議決定をした。

### 2 解釈変更の法的問題 (国家公務員法を適用できないこと)

#### (1) 必要性がないこと (制度の相違・職務の担当のあり方の違い)

国家公務員については、「その職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生じる」場合に定年が延長されるが（国家公務員法81条の3）、検察官は、担当職務について検事総長等の指揮命令権によって引取移転が可能であるから（検察庁法8条、9条の2、11条、12条）、このような事態は認められないため、定年延長の必要性がない。

#### (2) 相当でないこと (独立性・中立性の侵害)

実質的な理由は、準司法官である検察官には、その権限を政治部門の犯罪に対しても適正に行使することが求められるため、地位の独立性と職務の中立性が保障されているところ、勤務延長規定を適用すると、内閣が幹部人事に関する判断権限を持つことになり、事実上政治部門の強い影響力が及び、独立性・中立性が著しく損なわれることになるため、相当性が認められない。

#### (3) 憲法問題 (基本原理の侵害)

準司法官として司法権の一翼を担う検察官は、公益の代表者として刑事手続を行い公訴権を独占するなど強力な権限を有し、その職務の公正が、刑事司法を支えるものであるが、政治部門の影響力が及んで検察官の地位の独立性と職務の中立性が蝕まれると、適正な刑事司法の運用に深刻な影響を与え、ひいては、

三権分立を動揺させ、立憲主義を脅かすことになる。

### 3 その後の展開 (「①」に続いて)

- ①政府は、3月中旬、定年延長を内容とする国家公務員法改正案の「束ね法案」として、「役職定年制の特例」を認める検察庁法改正案を国会に提出。
- ②当会は、3月17日、前述の理由でこれに抗議する会長声明を發出。
- ③その後、500万通を超える「#検察庁法改正に抗議します」のツイート。
- ④当会は、5月11日、再び改正法案の削除を求める会長声明を發出。
- ⑤並行して、日弁連及び全ての単体会が検察庁法の一部改正に反対の声明を發出し、検察官OBによる格調高い意見書が法務省に届けられた。
- ⑥政府は5月中旬、法案成立強行を断念し、コロナ自粛による国民の負担を理由に「国家公務員法の改正」自体を棚上げ。
- ⑦5月下旬、感染拡大防止のための自粛期間中に、黒川氏がマスコミ記者と賭け麻雀をくり返し行っていたことが週刊誌にリークされる。
- ⑧黒川氏は、懲戒処分に至らない「訓告」に止まったが、黒川氏は辞任。
- ⑨黒川賭け麻雀事件は、犯罪として立件されないまま放置される（その後、正式に起訴猶予処分に）。
- ⑩国会閉会直前に、法案が廃案となる。

### 4 憲法問題としてのアフター

③・⑥・⑩は、近時まれにみる民主政の成果である。しかし、違法・不当な解釈変更にもとづく閣議決定(①)は放置されたままである。

「①」を放置せず、傷つけられた憲法の基本原理を回復させることこそ、盛り上がった国民の抗議の声を正しく生かすものではないか。

それにしても、検察庁法をめぐる閣議決定による「不当な解釈変更」と「その後の法改正」、それらが「違憲であり、立憲主義に反している」という一連の流れは、「安保法制問題」と見事に相似形をなしていたことに改めて気付かされる。